

(保護者の方へ：この文書を医療機関に提出してください。)

各 医 療 機 関 様

大阪市教育委員会

大阪市特別支援教育就学奨励費制度にかかる診断書の作成について（依頼）

大阪市では、市立小中学校及び義務教育学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を支給する「特別支援教育就学奨励費」制度を実施しています。

この制度について、これまで特別支援学級の児童生徒を対象としていましたが、平成26年度から、通常の学級の児童生徒で、学校教育法施行令第22条の3に規定する「障がいの程度」に該当する方（裏面参照）にも拡大することになりました。障がいの程度の確認は、「身体障がい者手帳」「療育手帳」、又は医師の「診断書」により行います。

医師の皆様には本制度の趣旨をご理解いただき、保護者の方から「診断書」の作成について依頼があり、当該「障がいの程度」に該当する場合、「診断書」を作成していただきますよう、ご協力を願いいたします。

【依頼事項】

「診断書」の作成は、児童生徒の障がいが裏面の「学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度」に該当する場合に行ってください。

「診断書」の様式は、大阪市教育委員会所定の様式を使用してください。
(児童生徒の保護者が医療機関にお持ちします。)

障がいが重複する場合は、主障がいについての「診断書」を作成してください。

「診断書」の作成にかかる費用は、保護者負担です。

本件について、ご不明の点がございましたら、次の <お問合せ先> へお尋ねください。

<お問合せ先>

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋1-16-5

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター

事務管理担当（就学支援グループ） 電話：06-6115-7641

学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度

区 分	障 が い の 程 度
視覚障がい者	両眼の視力があおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難(1)な程度のもの
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがあおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい者	<p>1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
肢体不自由者	<p>1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>
病 弱 者	<p>1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療(2)又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制(3)を必要とする程度のもの</p>

1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障がいを改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。

2 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。

3 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。

* L D (学習障がい) A D H D (注意欠如・多動性障がい) 等の発達障がい、又は精神障がい (精神障がい者保健福祉手帳の交付者) については、上記の「障がいの程度」に該当しない。